

IV-1 新設の届出書及び附属書類の記入例

特定工場新設届出書（一般用）
~~及び実施制限期間の短縮申請書（一般用）~~

平成 29 年 4 月 1 日

東員町長 様

(ii) 届出者 氏名又は名称 ○○工業株式会社
 住 所 東京都千代田区丸の内 1-1-1 印 → (i)
 代表者氏名 取締役社長 三 重 太 郎

担当者 三重 次郎 電話 059(224)**** 番

工場立地法第 6 条第 1 項の規定により、特定工場の新設について、次のとおり届け出るとともに、~~工場立地法第 11 条第 1 項の期間の短縮方を申請します。~~

1	特定工場の設置の場所	〒 5 1 1 - * * * * 東員町大字穴太○○番地 (○○工場)	→ (iii)
2	特定工場における製品名（加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類）	自動車車体製品	→ (iv)
3	特定工場の敷地面積	70,000 m ²	→ (v)
4	特定工場の建築面積	30,000 m ²	→ (v)
5	特定工場における生産施設の面積	別紙 1 のとおり	→ (vi)
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙 2 のとおり	→ (vi)
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置	別紙 3 のとおり	→ (vii)
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	別紙 4 のとおり	→ (vii)
9	特定工場の新設のための工事の開始の予定日	造成工事等	平成 29 年 8 月 15 日 → (viii)
		施設の設置工事	平成 29 年 8 月 21 日 → (viii)
※	整理番号		
※	受理年月日	平成 年 月 日	※
※	審査結果		備考

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
- 2 6 欄から 8 欄について、規則第 4 条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び規則第 3 条に規定する建築物屋上等緑化施設はそれ以外の緑地と区別して記載すること。
- 3 法第 6 条第 1 項の規定による新設の届出の場合は、1 欄から 9 欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は 7 欄を、工業集落地特例の適用を受けようとする場合は 8 欄を除く。）に記載すること。
- 4 法第 7 条第 1 項又は一部改正法附則第 3 条第 1 項の規定による変更の届出の場合は、1 欄から 9 欄までの全ての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は 7 欄を、工業集落地特例の適用を受けようとする場合は 8 欄を除く。）に記載するとともに、2 欄から 6 欄まで及び 8 欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 5 法第 8 条第 1 項の規定による変更の届出の場合は、1 欄及び 9 欄に記載するとともに、2 欄から 6 欄まで及び 8 欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
- 6 9 欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあっては「造成工事等」の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあっては「施設の設置工事」の欄に、それぞれ該当する日を記載すること。
- 7 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図表、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A 4 とする

(i) 代理人が届け出る場合は2段書きしてください(例1)。また、代表者の委任状を添付してください(例2)。

なお、前回の届出から代表者及び代理人の両者に変更が無い場合は、委任状の写しを添付してください。

(例1)

届出者 ○○工業株式会社
東京都千代田区丸之内1-1-1
取締役社長 三重太郎

代理人 ○○工業株式会社 三重工場
三重県津市広明町××番地
三重工場長 三重次郎 印

担当者 ○○○○ 電話×××××××××番

(例2)

委任状
私は三重県津市広明町××番地に於ける○○工業株式会社三重工場長伊藤次郎を代理人と定め、 該工事項を委任します。
記
工場立地法に基づき、届出に要する一切の権限
平成 年 月 日 東京都千代田区丸之内1-1-1 ○○工業株式会社 取締役社長 伊藤 次郎 印

(ii) 実施制限期間の短縮を申請しない方は、「及び実施制限期間の短縮申請書」と「るとともに、工場立地法第11条第1項の期間の短縮方を申請し」の部分~~を二重線で抹消~~してください。

(iii) 末尾に工場名を記入してください。

(iv) 変更前後の製品名の主なものを記入してください(業種及び業種番号は別途記入していただきます。)

(v) 「敷地面積」「建築面積」の考え方は、P. 53を参照してください。

面積の算定に際しては、少数点以下は切り捨てにしてください。(複数の建築物がある場合は、各々の建築物について少数点以下を切り捨てた上で合算することとなります。)

(vi) 別図として「生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図」(P. 23参照)を添付してください。

(vii) 該当のある場合は、別紙3(P. 18参照)、別紙4(P. 19参照)を作成してください。
該当の無い場合は「該当なし」と記入してください。

(viii) 造成工事の開始予定日は「造成工事等」欄に、その他の工事の開始予定日は「施設の設置工事」欄に記入してください。

特定工場における生産施設の面積

生産施設の名称	施設 番号	面積 (㎡)	備考	
			分類番号	γ 係数
	↓ (i)	↓ (ii)		↓ (iii)
工場棟A	セ-1	13,000	2542	65
工場棟B	セ-2	1,000	2542	65
工場棟C	セ-3	1,000	2543	65
工場棟D (機械プレス工場) (ボイラ)	セ-4 (セ-4-1) (セ-4-2)	10,000 (iv) (5,000) (5,000)	2543	65
合計		25,000		

- (i) 施設番号（施設毎にセー1から始まる一連番号）を記入してください。
- (ii) 該当生産施設（P. 53 参照）の建築面積（水平投影面積）を、少数点以下切り捨てにして記入してください。
生産工程が工場建屋単位で独立している場合は、それぞれの工場建屋を一つの単位として取り扱ってください。
- (iii) 当該生産施設における生産品に則して、「生産施設面積の敷地面積に対する割合一覧表」（「工場立地法解説（日本立地センター発行）P. 276～」に基づき産業分類番号、 γ 値を記入してください。
★日本標準産業分類（平成19年11月改訂）<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/>
- (iv) 生産施設単位に含まれる主要施設は、セー4-1、セー4-2等の枝番を付し、（ ）書きにより記入してください。

特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置

1 緑地の面積及び配置

名称	施設番号	面積 (m ²)	備考
	(i)	(ii)	(iii)
工場東側緑地	リ-1	900	①
工場西側緑地	リ-2	300	①
工場北側緑地	リ-3	80	② 芝全面地被
西側周辺緑地	リ-4	5,000	①
北側周辺緑地	リ-5	5,000	①
南側周辺緑地	リ-6	8,000	②
〔うち多様な緑化による緑地〕			
合計		19,280	

備考欄には、次の①、②のいずれかを記入してください。

- ① 樹木が成育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であって、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの。
 ② 低木又は芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。）で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設（全面地被）

※「樹木等の種類・本数」及び「植栽密度」は記入不要です。

(i) 施設番号（区画毎にリ-1から始まる一連番号）を記入してください。

(ii) 当該緑地（P.54 参照）を小数点以下は切り捨てにして記入してください。

(iii) 次の緑地の定義に照らし合わせて、各々の施設番号別に該当する番号（①～②）を記入してください。

- | |
|---|
| 一. 樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であって、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの。 ① |
| 二. 低木又は芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。）で表面が被われている土地又は建築物屋上緑化施設（全面地被） ② |

※単独の樹木での樹冠の水平投影面積を緑地面積として測定できます。一区画の緑地をこのように算定した場合は、「全面樹冠」と記入してください。

また、「低木又は芝その他の地被植物」で区画全面が被われている土地については、「低木全面地被」又は「芝全面地被」と記入してください。

※平成16年3月31日に工場立地法施行規則が改正され、屋上緑化・壁面緑化等の「建築物屋上等緑化施設」が緑地として認められるようになりました。（P.50「多様な緑化の推進」参照）

※平成23年9月30日に工場立地法施行規則等が改正され、「緑地」の定義が見直されました。

旧：①樹木が生育する10㎡を超える区画された土地又は建築物等屋上緑地（以下土地等）であって次の基準のいずれかに適合するもの イ. 10㎡あたり高木1本以上 ロ. 20㎡あたり高木1本以上低木20本以上 ②低木、芝、その他の地被植物で覆われた10㎡を超える土地等
新：①樹木が生育する土地等であって工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの ②低木、芝、その他の地被植物（手入れがなされているものに限る）で表面が覆われている土地等

緑地以外の環境施設の名称	施設番号	面積 (㎡)
	↓ (i)	↓ (ii)
グラウンド	カー1	10,000
緑地以外の環境施設の面積の合計		10,000 → (iii)
環境施設の面積の合計		29,280 → (iv)

2 環境施設の配置

敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設番号	リー1 → (v)	
	リー4 ~ リー6	
敷地の周辺部に配置する環境施設の面積の合計		17,000 ㎡ → (vi)
配置について勘案した周辺の地域の土地利用の状況等との関係	住宅地と隣接する西側、南側に極力環境施設を設置するようにした。	

- (i) 施設番号（施設又は区画毎にカー 1 から始まる一連番号）を記入してください。
- (ii) 当該緑地以外の環境施設（P. 55 参照）を小数点以下は切り捨てにして記入してください。
- (iii) 環境施設（P. 54 参照）のうち、「緑地以外の環境施設」欄の面積の合計を記入してください。
- (iv) 「緑地以外の環境施設」欄と「緑地」欄の面積の合計を記入してください。
- (v) 該当する環境施設の施設番号を列挙してください。
「敷地周辺部」の考え方については、P. 54 を参照してください。
- (vi) 環境施設は、敷地面積の 15%以上相当を敷地の周辺部に配置するようにしてください。

※平成 22 年 6 月 30 日に工場立地法施行規則等が改正され、太陽光発電施設（自家用）が環境施設として認められるようになりました。

「工場立地法に関する準則第5条の団地特例」(P.57 参照)の適用を受けている工業団地内に工場又は事業場を設置する場合に提出してください。

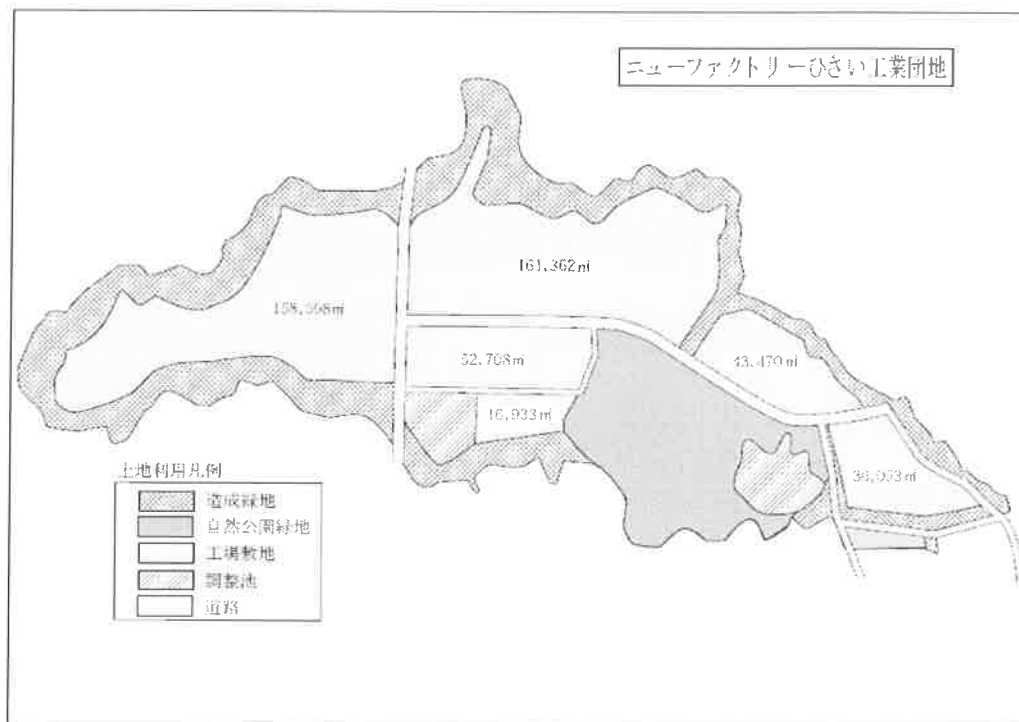
別紙3

工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置

工業団地の名称		ニューファクトリーひさい工業団地			
工業団地の所在地		三重県津市戸木町、森町地内			
工業団地の面積(a)		948,996 m ²			
工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計(b)		475,191 m ²			
工業団地共通施設の面積の合計(c)		408,218 m ²			
うち	緑地	面積	352,803 m ²	自然公園緑地 グリーンベルト	
	緑地以外の環境施設	面積	12,043 m ²	種類	多目的公園
	その他の共通施設	面積	43,372 m ²	種類	調整池、排水場 管理センター
その他の施設		面積	65,586 m ²	種類	道路、河川敷、鉄塔敷
工業団地の環境施設の配置に関する概略図その他の説明		概略図は、別図のとおり → 下図を参照ください。			

備考

「その他の施設」の面積の欄は、「工業団地の面積」(a)から「工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計」(b)及び「工業団地共通施設の面積の合計」(c)を減じた面積を記載すること。



別紙3を提出する場合は、工業団地の概略図を添付してください。

工場集合地(P.57 参照)に工場又は事業場を設置する場合に提出してください。

別紙 4

隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用

隣接緑地等の名称				
隣接緑地等の所在地				
隣接緑地等の面積の合計				
うち緑地面積	面積	m ²		
うち緑地以外の環境施設面積	面積	m ²	種類	
事業者の負担する総額	設置費用	円		
	維持管理費用	円		
うち届出者の負担費用	設置費用	円		
	維持管理費用	円		
隣接緑地等の配置に関する概略図その他の説明				

- 備考 1 「事業者の負担する総額」の欄には、隣接緑地等の整備につき当該工業集合地に工場又は事業場を設置する事業者が負担する費用の総額について、設置費用、維持管理費用（毎年の維持管理費用に協定等による維持管理期間を乗じた金額）のそれぞれを記載すること。
- 2 「うち届出者の負担費用」の欄には、隣接緑地等の整備につき届出者が負担する費用について、設置費用、維持管理費用（毎年の維持管理費用に協定等による維持管理期間を乗じた金額）のそれぞれを記載すること。

特定工場用地利用状況説明書

特定工場敷地面積 (団地特例適用の場合)	(i) 70,000 m ² (78,800 m ²)	うち自己所有地	70,000 m ²
-------------------------	---	---------	-----------------------

1 特定工場用地利用状況説明書

(当該特定工場の周辺 2 km 程度の範囲で海面、河川、湖沼、埋立地、山林、農用地、学校・病院・公園等の用地、住宅地、工場用地等の土地状況を明示して下さい。)

[別図 1 のとおり] → (ii)

2 特定工場の用に供する土地の説明

(1) 土地周辺の状況 → (iii)

- 東側： 他社工場敷地
- 西側： 住宅地
- 南側： 住宅地
- 北側： 他社工場敷地

(2) 都市計画法上の区域区分 (下記の該当項目を○で囲んで下さい) → (iv)

- ①工業専用地域 ④住居系地域 () ⑦未線引都市計画区域
- ②工業地域 ⑤商業系地域 () ⑧都市計画区域外
- ③準工業地域 ⑥市街化調整区域 ⑨都市計画なし

(3) 当該届出後の値

①生産施設面積率等

	面積 (m ²)	敷地面積に対する割合
生産施設	25,000	35.8% (少数第二位以下切り上げ)
団地特例適用の場合	25,000	31.8% ()
緑地	19,280	27.5% (少数第二位以下切り下げ)
団地特例適用の場合	28,080	35.6% ()
環境施設 (緑地を含む)	29,280	41.8% (少数第二位以下切り下げ)
団地特例適用の場合	38,080	48.3% ()

②環境施設種類別概要

環境施設の名称	面積 (m ²)	環境施設の概要
樹木地	19,100	
芝その他の地被植物	180	
緑地以外の環境施設	10,000	グラウンド

(4) 届出の趣旨

趣旨： → (vii)
工場の新設

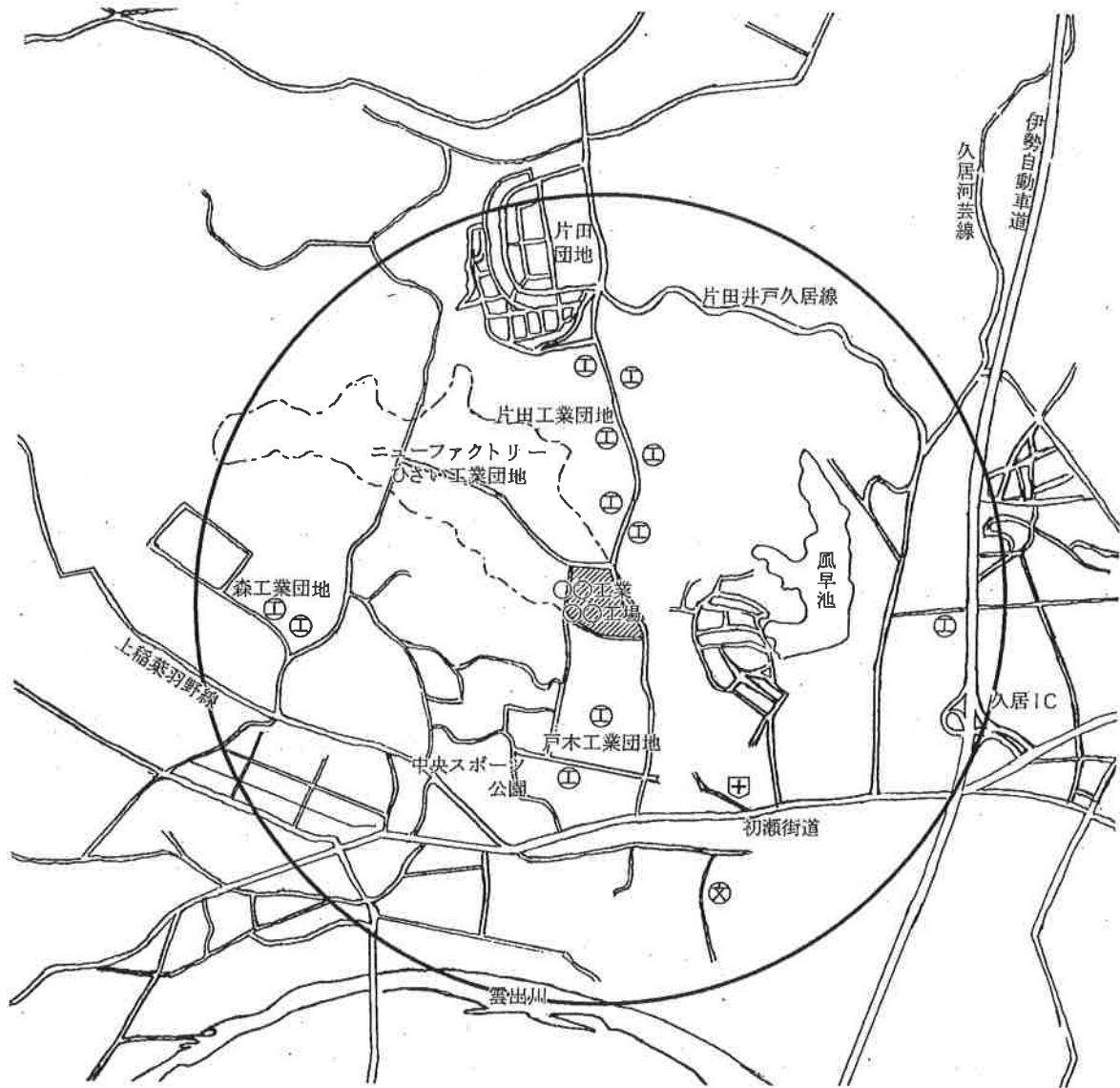
(viii)

変更前の業種番号	変更後の業種番号
	2542 (金属プレス製品製造業)
	2543 (粉末や金属製品製造業)

- (i) 当該工場が、「工場立地に関する準則第5条の団地特例」(P. 57 参照)の適用を受けている工業団地内にある場合は、カッコ内に「特例対象面積」欄と「自社敷地面積」欄を合計した面積を記入してください。(適用の有無については、土地を造成した事業者等に確認してください。)該当のない場合には記入は不要です。
- (ii) 「別図1」として、「特定工場用地利用状況説明書」(P. 22 参照)を添付してください。
- (iii) 当該工場用地の周辺の状況を記入してください。
(例: 田、他社工場、市道を挟んで住宅 など)
- (iv) 都市計画法上の区域区分を○で囲んでください。
○住居系地域とは、第一種、第二種低層住居専用地域、第一種、第二種中高層住居専用地域、第一種、第二種住居地域、準住居地域のことです。
○商業系地域とは、近隣商業地域、商業地域のことです。
- (v) 当該工場が、団地特例の適用を受けている工業団地内にある場合のみ記入してください。該当の無い場合は記入は不要です。
- (vi) 別紙2の1「特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置」において、一区画内に1本以上樹木がある場合には「樹木地」欄に、樹木が無い場合には「芝その他の地被植物」欄に記入してください。
- (vii) 今回の届出を行う理由を簡潔に記入してください。
- (viii) 「変更後」欄に、当該工場における全ての製造品目に該当する業種番号を記入してください。(業種が多岐にわたる場合には別紙を添付していただいても結構です。)

別図1

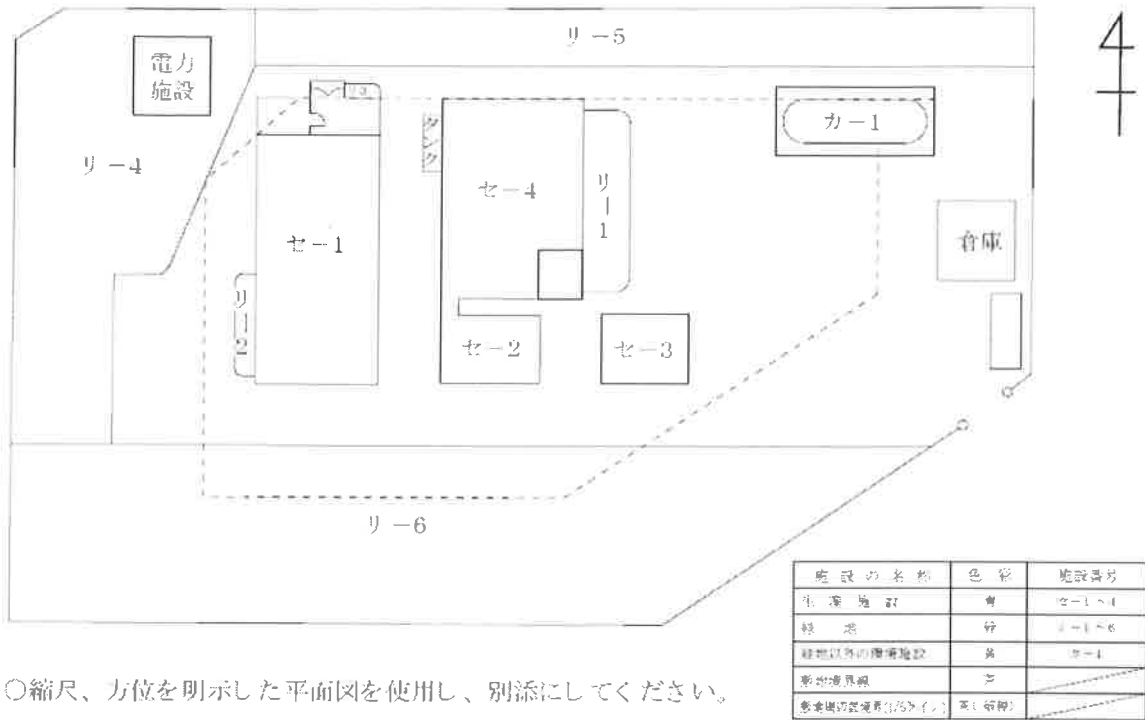
特定工場用地利用状況説明書



当該特定工場の周辺2 km程度の範囲を明示してください。
この場合、工場敷地の概ね中心から半径2 kmの円を描いても差し支えありません。
海面、河川、湖池、埋立地、山林、農用地、学校・病院・公園の用地、住宅地、工場用地等の土地状況を明示着色してください。

別図2

生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図



○縮尺、方位を明示した平面図を使用し、別添にしてください。

- 備考1 配置図に記載する生産施設は、建築物のあるものは建築単位で、ないものは個々に記入してください。
- 2 その他の主要施設には貯水池、井戸等の工業用水施設、電力施設、公害防止施設、倉庫、タンク等の貯蔵施設、駐車場等を含みます。配置図にはそれらの位置、形状を明示するとともに、それらの名称を付記してください。
- 3 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設は、下表に指定する色彩でそれらの位置、形状着色して明示するとともに、届出書の別紙1及び2に記載した施設番号を付記してください。
- 4 図面には縮尺並びに方位を示す記号を記入してください。図面の縮尺は、原則として敷地面積が100ha未満の工場にあっては五百分の一ないし千分の一、100ha以上500ha未満の工場にあっては千分の一ないし二千分の一、500ha以上の工場にあっては二千分の一ないし三千分の一の程度としてください。
- 5 環境施設のうち屋内運動施設又は教養文化施設がある場合は、当該施設の利用規程及びその周知方法を記載した書類を添付してください。
- 6 環境施設のうち雨水浸透施設がある場合は、当該施設の種類や浸透能力、維持管理及び雨水流出を抑制する必要性を記載した書類を添付してください。
- 7 環境施設のうち太陽光発電施設がある場合は、当該施設の種類、発電能力、設置場所及び電力の用途を記載して書類を添付してください。
- 8 敷地の周辺部（敷地の境界線から対面する境界線までの距離の5分の1程度の距離だけ内側に入った点を結んだ線と境界線との間に形成される部分）を破線で明示してください。（P.54参照）

施 設	指定色
敷 地 境界線	茶
生産施設	青
緑 地	緑
緑地以外の環境施設	黄

特定工場の新設等のための工事の日程

年月	工 事 の 日 程									
	29年 8月	年 9月	年 10月	年 11月	年 12月	年	年 月	年 月	年 月	
工事の種類 造成（埋立）工事 敷地増減の移転登記予定日	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 〇移転登記日 (8/1) </div>									
生産施設の設置工事 施設の名称 工場棟A 工場棟B 工場棟C 工場棟D	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 造成工事、生産施設の設置工事及び環境施設・緑地の設置工事については、その開始日が様式第1の「造成工事等」欄、「施設の設置工事」欄の日付と同一になります。 </div>									
環境施設・緑地の設置工事 施設の名称 工場東側緑地 工場西側緑地 工場北側緑地 西側周辺緑地 北側周辺緑地 南側周辺緑地 グラウンド										
その他の主要施設の設置工事 施設の名称										

- 備考1 工事の日程の欄には、工事の種類毎に工事の期間を←→印で記載するとともに当該工事の開始と終了の日を付記してください。
 なお、生産施設については、当該生産施設の運転の開始の日（稼働日）も工事の日程の欄にあわせて明記してください。
 また、生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事において既存施設の廃棄工事が行われる場合には、当該廃棄工事の日程も記載してください。
- 施設の名称、施設番号の欄には規則による届出書の「別紙1 特定工場における生産施設の面積」「別紙2 特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置」に記載した生産施設、緑地、緑地以外の環境施設の名称、番号を記載してください。
 - その他の主要施設（事務所、倉庫等）の設置工事の日程の欄には、当該工事の開始が生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事のいずれよりも早い場合にのみ当該施設の種類を工事の種類欄に明記してください。
 - 変更の届出の場合には、変更に係る施設について記載してください。
 なお、生産施設については、当該生産施設の運転の開始の日も工事の日程の欄にあわせて明記してください。
 また、生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事において既存施設の廃棄工事が行われる場合には、当該廃棄工事の日程も記載してください。

事業概要説明書

1	操業開始の日 平成29年 11月11日						
2	主要製品別生産能力及び生産数量						
	製品名	生産能力			生産数量		
	自動車車体部品 当該工場で生産する 全ての製品（半製 品）を記入してくだ さい。	2,000 t/月			1,800 t/月		
3	水源別工業用水使用量 計 700 (トン/日)						
	上水道	工業用水道	河川表流水	井戸水	海水	回収水	その他
	200					500	
4	電力の使用量 計 2,200 (kwh/日)						
	買電による電力使用量			自家発電による電力使用量			
	2,000			200			
5	従業員数 計 205 (人)						
		男	女	計			
	事務職員	25	25	50			
	生産ラインに従事している職員	100	55	155			
	合計	125	80	205			

一体計算適用調書

1 生産施設面積率等

	届出者	一体計算相手方	計
届出工場名称			
住所			
敷地面積	m ²	m ²	m ²
建築面積	m ²	m ²	m ²
生産施設面積	m ²	m ²	m ²
生産施設面積率	%	%	%
緑地面積	m ²	m ²	m ²
緑地面積率	%	%	%
環境施設面積	m ²	m ²	m ²
環境施設面積率	%	%	%

2 環境施設の概要

樹木	面積	m ²	m ²	m ²
	高木	本	本	本
	低木	本	本	本
芝その他の地被植物		m ²	m ²	m ²
緑地以外の環境施設の名称				
敷地周辺部に配置する環境施設面積（率）				%